

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

## 目 次

I	新かながわグランドデザイン（案）について……………	1
II	第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について……	8
III	神奈川県地球温暖化対策計画の改定案について……………	23
IV	事業活動温暖化対策計画書制度の見直しについて……………	27
V	神奈川の水素ビジョン（案）について……………	29
VI	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正について……………	32
VII	羽田空港新飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（案）について……………	34
VIII	神奈川県循環型社会づくり計画の改定案について……………	39
IX	神奈川県災害廃棄物処理計画の改定案について……………	43
X	神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定案について……………	45
XI	かながわ生物多様性計画の改定について……………	48
XII	横浜農業合同庁舎の再整備事業について……………	51

# I 新かながわグランドデザイン（案）について

## 1 趣旨

- ・ 2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率はともにピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定することとし、「新かながわグランドデザイン（案）」を作成した。

## 2 これまでの検討状況

- 令和5年4月17日 神奈川県総合計画審議会（以下「総計審」という。）に新たな総合計画の策定等について諮問
- 6月8日 総計審で策定基本方針（案）の審議、了承
- 6月29日、第2回県議会定例会 全常任委員会へ策定基本  
30日 方針（案）の報告
- 7月12日 県民意見募集等の実施（8月15日まで）
- 8月30日 総計審で骨子（案）の審議、了承
- 9月27日、第3回県議会定例会 全常任委員会へ骨子（案）  
28日 の報告
- 10月16日 県民意見募集等の実施（11月15日まで）
- 11月21日 総計審で素案（案）の審議、了承
- 12月8日、第3回県議会定例会 全常任委員会へ素案の報告  
11日
- 12月19日 県民意見募集等の実施（令和6年1月17日まで）
- 令和6年1月29日 総計審で「新かながわグランドデザイン（案）」  
を審議、了承

### 3 素案からの主な変更点

#### (1) 基本構想（案）

- ・ 「2040年に向けた政策の基本方向」に労働力不足の深刻化への対応を追加（参考資料1 17ページ）

#### (2) 実施計画（案）

- ・ プロジェクトのロジックモデルを掲載（参考資料2 9、128ページ）
- ・ プロジェクトのKPIを変更（PJ2教育、PJ6経済・労働）
- ・ プロジェクト事業費を掲載（参考資料2 126ページ）

### 4 基本構想（案）の概要

#### 策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の構成
- 4 神奈川の姿
- 5 基本構想の見直しの視点

#### 第1章 基本目標（議決対象）

- 1 目標年次 2040（令和22）年
- 2 基本理念 「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する
- 3 神奈川の将来像
  - (1) 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
  - (2) 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
  - (3) 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

#### 第2章 政策の基本方向（議決対象）

- 1 2040年に向けた政策の基本方向
  - (1) 将来に希望の持てる社会をつくります
  - (2) 国内外から選ばれ 持続的に発展する都市をつくります
  - (3) 地球規模の課題に対して役割を果たします
  - (4) 誰もが自分らしく生きられる社会をつくります
  - (5) 安全・安心で持続可能な社会をつくります
  - (6) 多様な担い手との協働・連携を強化します
  - (7) 市町村との協調・連携のもと 広域自治体の責任と役割を果たします
- 2 政策分野別の基本方向
  - (1) 子ども・若者・教育
  - (2) 健康・福祉
  - (3) 産業・労働
  - (4) 環境・エネルギー
  - (5) 共生・県民生活
  - (6) 危機管理・くらしの安心
  - (7) 県土・まちづくり

### 3 地域づくりの基本方向

#### (1) 基本的考え方

#### (2) 地域政策圏

- ・ 川崎・横浜地域圏
- ・ 三浦半島地域圏
- ・ 県央地域圏
- ・ 湘南地域圏
- ・ 県西地域圏

## 第3章 基本構想の見直し

### 神奈川をとりまく社会環境

## 5 実施計画（案）の概要

県の重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などを示す「プロジェクト」、県の政策の全体像を総合的・包括的に示す「主要施策」などで構成する。

### (1) 計画期間

2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間

### (2) 計画の構成

#### 1 策定に当たって

#### 2 めざすべき4年後の姿

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

#### 3 プロジェクト

##### テーマⅠ 希望の持てる神奈川

###### P J 1 子ども・若者

～子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ～

###### P J 2 教育

～変化の激しい社会に適応できる柔軟で自立した人材の育成～

###### P J 3 未病・健康長寿

～未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらす社会～

###### P J 4 文化・スポーツ

～心身ともに健康で豊かな生活ができる活力ある地域社会～

###### P J 5 観光・地域活性化

～かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり～

##### テーマⅡ 持続的に発展する神奈川

###### P J 6 経済・労働

～県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進～

P J 7 農林水産

～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

P J 8 脱炭素・環境

～未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして～

### テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川

P J 9 生活困窮

～誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくり～

P J 10 共生社会

～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

### テーマⅣ 安心してくらせる神奈川

P J 11 暮らしの安心

～くらしや経済活動を取りまく脅威から県民を守る～

P J 12 危機管理

～災害に強いかながわをめざして～

### テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり

P J 13 都市基盤

～持続可能な県土の形成をめざして～

## 4 神奈川の戦略

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
- (2) 輝き続ける人生100歳時代の実現
- (3) ロボット共生社会の実現
- (4) マグネット・カルチャーの推進
- (5) グローバル戦略の推進

## 5 プロジェクトに関連する地域づくりの取組

- ・ 川崎・横浜地域圏
- ・ 県央地域圏
- ・ 県西地域圏
- ・ 三浦半島地域圏
- ・ 湘南地域圏

## 6 新かながわランドデザインとSDGs

## 7 主要施策

政策分野別の体系

- |             |                |
|-------------|----------------|
| I 子ども・若者・教育 | V 共生・県民生活      |
| II 健康・福祉    | VI 危機管理・暮らしの安心 |
| III 産業・労働   | VII 県土・まちづくり   |
| IV 環境・エネルギー |                |

## 8 計画推進

- (1) 計画推進のための行政運営
- (2) 計画の進行管理
- (3) 個別計画・指針
- (4) プロジェクト事業費

## 9 参考資料

- (1) プロジェクトの指標・KPI・ロジックモデル
- (2) プロジェクトと主要施策との関係

## 6 環境農政局関連のプロジェクト

### (1) 環境農政局がとりまとめ局となっているプロジェクト

#### PJ7 農林水産（参考資料2 27ページ）

～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

<具体的な取組>

- ・安定した食料等の生産基盤の構築
- ・安全・安心な魅力ある県産農林水産物の利用拡大

#### PJ8 脱炭素・環境（参考資料2 29ページ）

～未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして～

<具体的な取組>

- ・多様な主体による取組の後押し
- ・県庁による率先した取組

### (2) 他局がとりまとめ局となり、環境農政局が関連局となっているプロジェクト

#### PJ3 未病・健康長寿（参考資料2 17ページ）

～未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらす社会～

<具体的な取組>

- ・未病改善による健康寿命の延伸

#### PJ5 観光・地域活性化（参考資料2 21ページ）

～かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり～

<具体的な取組>

- ・観光の振興
- ・地域にひとの流れをつくる取組の推進

#### PJ6 経済・労働（参考資料2 25ページ）

～県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進～

<具体的な取組>

- ・多様な人材の活躍促進

**PJ10 共生社会**（参考資料2 35ページ）

～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

＜具体的な取組＞

- ・ジェンダー平等社会の実現

**PJ12 危機管理**（参考資料2 41ページ）

～災害に強いかながわをめざして～

＜具体的な取組＞

- ・災害に強いまちづくり

**PJ13 都市基盤**（参考資料2 45ページ）

～持続可能な県土の形成をめざして～

＜具体的な取組＞

- ・交流と連携を支える交通ネットワークの充実
- ・活力と魅力あふれる強靱なまちづくりの推進

## 7 素案に対する県民意見募集等

### (1) 実施期間

令和5年12月19日～令和6年1月17日

### (2) 実施方法

- ・ 県民参加パンフレットの配架（県機関・市町村・高校・大学など）、イベント・会議等で配布
- ・ 県のたより、ホームページ、SNSで情報発信
- ・ 対話の広場で意見交換
- ・ 県内全市町村に対し、文書による意見照会を実施

### (3) 意見数

290件（うち県民273件、市町村17件）

#### ア 性別・年代別の件数（回答があった方のみ）

男性	女性	合計
105	85	190件

10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
12	29	35	49	36	24	0	0	185件



## イ 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
子ども・若者・教育	54	共生・県民生活	33
健康・福祉	29	危機管理・くらしの安心	44
産業・労働	46	県土・まちづくり	29
環境・エネルギー	28	計画全般（その他）	27
合 計			290件

## 8 今後の予定

令和6年3月 「基本構想」議案の議決後、神奈川県総合計画審議会から答申

「基本構想」及び「実施計画」の決定

### <別添参考資料>

- ・参考資料1 新かながわグランドデザイン基本構想（案）
- ・参考資料2 新かながわグランドデザイン実施計画（案）
- ・参考資料3 県民意見募集の概要

## Ⅱ 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について

### 1 経緯

令和4年12月、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）を策定したことを踏まえ、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」）を見直し、新たに「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」）を策定する。

### 2 第3期総合戦略策定の考え方

- ・ 地方創生を進めていくうえで、県がめざす理想像を地域ビジョンとして示す。
- ・ 第2期総合戦略の4つの基本目標の枠組みを維持し、これまでに根付いた課題認識や取組を継続するほか、現在策定を進めている「新かながわグランドデザイン実施計画」の考え方や位置付けられた施策を反映する。
- ・ 国総合戦略において、「デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化」とされていることを踏まえ、デジタルを活用した取組を位置付けるとともに、国総合戦略に位置付けられた教育や防犯・防災に係る施策を取り入れる。

### 3 経過

令和5年5月16日	内閣官房によるデジタル田園都市国家構想に関する現地説明会において、県内市町村へ第3期総合戦略策定の進め方を説明
8月2、4日	神奈川県地方創生推進会議総合戦略推進評価部会において、第3期総合戦略策定の方向性を議論
11月17日	令和5年度第1回神奈川県地方創生推進会議において、「第3期総合戦略（素案）」を議論
12月8日	第3回県議会定例会 全常任委員会へ「第3期総合戦略（素案）」を報告
12月14日	第3期総合戦略（素案）に係る市町村向け説明会開催
〃	市町村意見照会の実施（令和6年1月5日まで）
〃	県民意見募集の実施（令和6年1月15日まで）

令和6年1月31日

令和5年度第2回神奈川県地方創生推進会議において、「第3期総合戦略（案）」を議論

#### 4 県民意見募集等の結果

##### (1) 実施方法

- ・ 県機関での素案の縦覧
- ・ 県ウェブサイトへの掲載
- ・ 県機関・市町村におけるチラシ配布

##### (2) 意見総数

70件（県民意見：57件、市町村意見：13件）

##### (3) 意見区分とその反映状況

###### ア 意見区分

区分		件数
基本目標 1	神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける社会を創る	8件
基本目標 2	国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる	17件
基本目標 3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、神奈川の未来を担う子どもたちを育てる	9件
基本目標 4	活力と魅力あふれる持続可能なまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める	13件
その他（質問・感想等）		23件
合 計		70件

###### イ 意見の反映状況

区分	件数
反映した意見	23件
総合戦略に記載はないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見	3件
今後の施策展開の参考とする意見	25件
反映しない意見	1件
その他（質問・感想等）	18件
合 計	70件

令和6年2月13日時点

#### (4) 主な意見

##### ア 基本目標 1

- ・ 人材不足が叫ばれる昨今、ロボットの開発などをこれまで以上に推進し、人材不足の解消につなげてほしい。
- ・ 農林水産業の活性化のためには、新たな担い手を確保することが必要であるが、農地については、新規就農のハードルが高い。

##### イ 基本目標 2

- ・ 昨今の鎌倉は観光客であふれかえっており、食べ歩きによるゴミの散乱等で景観を損ねている。現在の観光振興が、長期的に街の発展に寄与するのか疑問であり、オーバーツーリズムについても取組に加えるべきである。
- ・ 最近、空き家が目立っているが、防犯上好ましくないし、景観も損ねる。こうした空き家を移住希望者に貸し出すことで、地域全体の活性化を図れるのではないか。

##### ウ 基本目標 3

- ・ 結婚を希望する若者に対する支援の取組はあるが、そもそも、若者が結婚を希望できるようにする取組が必要なのではないか。
- ・ 教育は、将来、神奈川県を支えてくれる世代への支援として重要であり、その点、地方創生に教育が位置付けられたことは、とても良いことである。世界に羽ばたいていけるような人材が、また、神奈川県に戻ってきてくれれば、もっと素敵な神奈川県になる。

##### エ 基本目標 4

- ・ 健康長寿の延伸のためには、検診の受診率向上が基本である。特に自営業者などの特定健診の受診率向上に向けた取組を進めるべき。
- ・ 高齢になってから新しいスポーツに取り組むことはハードルが高い。これまで、スポーツをしたことがない高齢者も参加しやすい機会づくりを進めるとともに、小・中・高校生のうちにスポーツに親しむ環境づくりが必要である。

## 5 「第3期総合戦略（素案）」からの主な変更点

県議会・神奈川県地方創生推進会議からの意見、県民意見募集・市町村意見照会の結果等を踏まえ、数値目標やK P I、主な取組の一部を見直したほか、基本目標の設定、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」の説明文の記載などを行った。

- ・ 素案で示した基本目標の方向性を踏まえ、各基本目標を次のとおり設定

基本目標 1	神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける社会を創る
基本目標 2	国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる
基本目標 3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、神奈川の未来を担う子どもたちを育てる
基本目標 4	活力と魅力あふれる持続可能なまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

- ・ 「小柱」の説明文を追加し、施策のめざす姿や第2期の振り返り、第3期での取組の方向性を記載
- ・ 第2期総合戦略と同様に、本県の地方創生の取組がSDGsの理念と軌を一にすることをより分かりやすくするため、第3期総合戦略の施策とSDGsの17のゴールとの関係を整理

## 6 第3期総合戦略（案）の概要

別紙のとおり

## 7 今後の予定

令和6年3月 「第3期総合戦略」の策定

### <別添参考資料>

- ・ 参考資料 4 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
- ・ 参考資料 5 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略  
附属資料 数値目標・K P I 一覧表（案）

## 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

## ＜別添参考資料4、5参照＞

神奈川県人口ビジョン（令和2年3月改訂）（以下「人口ビジョン」という。）で示した「克服すべき2つの課題」と「3つのビジョン」を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、人口減少と超高齢社会を力強く乗り越えていくため、令和6年度から令和9年度までの4年間に取り組む施策等を示すもの。

## 1 構成

<b>第1章</b>	<b>基本的考え方</b>
1	総合戦略の位置付け
2	人口ビジョンに掲げる2つの課題と3つのビジョン
3	新かながわグランドデザインと総合戦略との関係
<b>第2章</b>	<b>地域ビジョン（県がめざす理想像）</b>
<b>第3章</b>	<b>基本目標</b>
1	基本目標設定の考え方
2	基本目標ごとのねらい、施策の基本的方向、数値目標
<b>第4章</b>	<b>具体的な施策</b>
1	各基本目標の施策
2	本県の地方創生におけるデジタル活用の方向性
3	本県の地方創生におけるSDGs（持続可能な開発目標）
<b>第5章</b>	<b>推進体制</b>
1	多様な担い手との連携
2	PDCAによるマネジメントサイクル

## 2 概要

## (1) 基本的考え方

第3期総合戦略は、人口ビジョンで掲げる3つのビジョンの実現を積極的に進めていくため、新かながわグランドデザイン実施計画から人口減少社会や超高齢社会への対応という観点で施策を抽出し、令和6年度から令和9年度の4年間の目標や施策の基本的方向を整理したもの。

## (2) 地域ビジョン（県がめざす理想像）

地方創生を進めていくうえで、地域がめざす理想像を示すことが重要であることから地域ビジョンを掲げることとする。

なお、新かながわグランドデザイン基本構想で掲げる神奈川の将来像と地方創生の考え方が共通していることから、基本構想で掲げる神奈川の将来像を地域ビジョンとして設定する。

地域ビジョン1	誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
地域ビジョン2	誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
地域ビジョン3	変化に対応し 持続的に発展する神奈川

### (3) 基本目標

#### 基本目標1 神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける社会を創る

神奈川の成長力を生かした神奈川らしい成長産業の創出などに取り組むことにより、県内に魅力的なしごとの場をつくり、安定した雇用を生み出し、多様な人材が活躍して、多様で柔軟な働き方で一人ひとりが生き生きと働くことができる社会の実現をめざす。

##### <数値目標>

- ・実質県内総生産（第2次産業及び第3次産業）
- ・黒字企業の割合
- ・完全失業率《暦年》
- ・1人当たり月所定外労働時間《暦年》

#### 基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

神奈川のマグネット力を高め、観光の振興、地域資源を活用したプロジェクトを推進することで、ひとの流れをつくり、賑わいを創出する。また、将来の移住につながるよう、各地域のマグネット力を高め、地域活性化を図り、人を呼び込み、地域に住む人と人のつながりを創出し、定住人口の増加を図る。

##### <数値目標>

- ・観光消費額総額《暦年》
- ・県西地域の社会増減数（2024年～2027年の累計）《暦年》
- ・三浦半島地域の社会増減数（基準年(2023年)に対する増減数）《暦年》
- ・人口が転入超過の市町村数《暦年》

#### 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、神奈川の未来を担う子どもたちを育てる

「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざし、結婚から育児までの切れ目ない支援や困難を抱える家庭・子どもへの支援などを通じて、安心して結婚、出産、子育てができる環境を整えるとともに、妊娠・出産などに関する知識の普及やライフキャリア教育を進め、若い世代の希望の実現を図る。また、神奈川の未来を担う子どもたちが変化の激しい社会に適応していけるよう、柔軟で自立した人材の育成を進める。

## <数値目標>

- ・希望出生率の実現《暦年》
- ・「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」に関する満足度（県民ニーズ調査）
- ・「自分はこうなりたい、こうしたい」という夢や希望を持てたと思う生徒の割合（県立高校）
- ・将来の夢や目標を持っている児童の割合（公立小学校）・生徒の割合（公立中学校）

### **基本目標4 活力と魅力あふれる持続可能なまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める**

既に超高齢社会が到来している中で、未病改善をはじめとした健康長寿の取組により元気に、高齢者が取り残されることなく安心して暮らし、文化芸術活動やスポーツに親しみ心豊かに生き生きとくらすことでいつまでも活躍できるまちづくりを進め、超高齢社会を乗り越える社会システムを創る。また、人口減少局面に入ったことから、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会づくりを図る。さらに、脱炭素社会の実現や、安全で安心なまちづくり、都市機能の集約化などの観点に立った持続可能な魅力あるまちづくりを進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりの実現をめざす。

## <数値目標>

- ・平均自立期間《暦年》
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合（県民ニーズ調査）
- ・「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について「そう思う」人の割合（県民ニーズ調査）
- ・「外国人と日本人が国籍、民族、文化の違いを理解し、認め合っるとともにくらすこと」を重要だと思う人の割合（県民ニーズ調査）
- ・県内の温室効果ガス排出量の削減割合（2013年度比）
- ・「通勤・通学・買物など日常生活のための交通の便がよいこと」に関する満足度（県民ニーズ調査）

## (4) 具体的な施策

### ア 各基本目標の施策

#### **基本目標1 神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける社会を創る**

##### 中柱1 成長産業の創出・育成、産業の集積

##### 小柱① 未病産業、最先端医療関連産業の創出・育成【政策局】

- ・未病産業などの創出・拡大



- ・ 最先端医療産業の創出・育成

#### 小柱② ロボット産業の創出・育成

【政策局、福祉子どもみらい局、産業労働局】

- ・ ロボットの社会実装
- ・ 県内中小企業に対するロボット産業への参入支援

#### 小柱③ ベンチャー企業の創出・育成、産業集積の促進【産業労働局】

- ・ 成長性の高いベンチャー企業の創出・育成
- ・ 県外・国外からの企業誘致、県内企業の投資促進
- ・ 成長分野において地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進・支援
- ・ イノベーション創出を促す基礎研究から事業化までの一貫支援

### 中柱2 産業の活性化

#### 小柱① 県内中小企業・小規模企業の活性化【産業労働局】

- ・ 早期に必要な対策を講じることによる中小企業の経営状況の改善
- ・ 中小企業の経営革新の促進
- ・ 中小企業の必要とする人材とのマッチング
- ・ 中小企業の円滑な事業承継の促進
- ・ 中小企業制度融資による着実な資金繰り支援
- ・ 中小企業の海外展開の支援
- ・ デジタル化などの生産性向上に向けた取組の支援
- ・ 商店街の集客力強化の支援

#### 小柱② 農林水産業の活性化【環境農政局】

- ・ 新品種などの育成や品質・生産性を高めるスマート技術等の開発・普及
- ・ 飼料生産基盤の強化
- ・ 養殖と海業の振興や水産資源の管理体制の強化
- ・ ほ場や林道、漁港施設などの生産基盤の整備や集団的な優良農地の保全
- ・ 生産性向上のための機械・施設等整備の支援
- ・ 農林水産物のブランド力強化や付加価値の向上、利用拡大の促進
- ・ 県産木材の流通過程における認証制度の活用促進
- ・ 農林水産業の多面的機能や生産活動に対する県民の理解促進
- ・ 国際園芸博覧会を通じた県産農産物のPRによる県内外での需要拡大の推進

### 中柱3 就業の促進と人材育成

#### 小柱① 多様な人材の就業・活躍支援

【福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局】

- ・ キャリアカウンセリングや企業と求職者とのマッチングの場の提供等による就業支援
- ・ 女性のライフステージに応じた就業支援
- ・ 障がい者雇用の場の確保
- ・ 外国人材のための労働相談の充実・多言語化
- ・ 外国人材の活躍支援

#### 小柱② 産業を支える人材育成【環境農政局、産業労働局】

- ・ 中小企業のリスキングによる人材育成支援
- ・ 農林水産業の多様な担い手の育成・確保
- ・ デジタル化や産業構造の変化、技術革新に対応できる人材育成
- ・ デジタル技術関連を含めた科学技術分野への女性の参画支援
- ・ 外国人材の育成

#### 小柱③ 多様な働き方ができる環境づくり【産業労働局】

- ・ 働き方改革に関するセミナーの実施
- ・ 仕事と生活を両立できる職場環境整備の促進
- ・ 多様な働き方が選択できる労働環境整備の促進
- ・ 安心して働ける労働環境の整備

## 基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる

### 中柱1 観光の振興

#### 小柱① 観光資源の活用や観光客の受入環境整備【国際文化観光局】

- ・ 歴史的な建造物を会議会場等として活用するなどのMICEを呼び込むための取組や、富裕層をターゲットとしたコンテンツづくりなど観光消費につなげるための取組
- ・ 多様化する外国人のニーズに対応できる質の高いガイド人材の育成
- ・ 外国人観光客の受入れ、観光DXや高付加価値化など新たな観光需要に対応した体制整備等による快適な旅ができる環境づくり

#### 小柱② 国内外への戦略的プロモーション【国際文化観光局】

- ・ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進
- ・ かながわDMOや市町村、観光関連事業者等の地域の関係者と連携したプロモーションの実施
- ・ 様々なデジタルツール等を活用した情報発信

### 中柱2 地域資源を活用した魅力づくり

#### 小柱① 県西地域活性化プロジェクトの推進【政策局、健康医療局】

- ・ 未病バレー「ビオトピア」などの拠点を活用した未病改善の実

## 践の促進

- ・ 周遊促進などによる地域のつながり強化
- ・ 県西地域における移住・定住の促進

### 小柱② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進【政策局】

- ・ 観光の魅力を高める取組の推進
- ・ 「半島で暮らす」魅力を高める取組の推進

### 小柱③ かながわシープロジェクトの推進【政策局】

- ・ 民間事業者と連携したかながわ海洋ツーリズムの取組
- ・ 神奈川の海の多彩な魅力を伝える「Feel SHONAN」ウェブサイト・SNSによる情報発信

### 小柱④ マグカルによる地域の魅力づくり【国際文化観光局】

- ・ 伝統的な芸能体験や子ども・若者が文化芸術に触れる機会の提供
- ・ 文化芸術に関する情報発信

### 小柱⑤ 水源地域の活性化【政策局】

- ・ 水源地域の活性化と水源環境の理解促進

## 中柱3 移住・定住の促進

### 小柱① 移住の促進【政策局】

- ・ 県内各地域の魅力発信
- ・ 移住希望者への相談・支援
- ・ 市町村の移住促進の取組への支援

### 小柱② 定住しやすい環境づくり【政策局、県土整備局】

- ・ 人と人とのつながりを創出する機会や場の提供
- ・ 地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成
- ・ 多世代居住のまちづくりの推進

<b>基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、神奈川の未来を担う子どもたちを育てる</b>
---

## 中柱1 結婚・出産の支援

### 小柱① 若い世代の経済的安定と結婚の希望をかなえる環境づくり

【福祉子どもみらい局、産業労働局】

- ・ 若者の就業支援
- ・ 市町村等と連携した結婚支援

### 小柱② 妊娠・出産を支える社会環境の整備【健康医療局】

- ・ 市町村等と連携した妊娠期からの伴走型相談支援・産後ケアの充実
- ・ 思春期からリプロダクティブ・エイジ期の男女を対象とした健康相談や健康教育
- ・ 産科医等の確保・育成

- ・ 周産期救急医療提供体制の整備・充実

## 中柱2 育児の支援

### 小柱① 子育てを支える社会の実現

【福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局】

- ・ 「かながわ子育て応援パスポート」の拡大
- ・ 保育環境の充実
- ・ 保育士確保対策
- ・ 市町村と連携した保育所など多様な教育・保育サービスの充実
- ・ 小学生の放課後対策の充実
- ・ 「かながわ子育てパーソナルサポート」による子育て支援情報の発信
- ・ 小児救急医療提供体制の整備・充実
- ・ 育児のための休暇制度の創設や男性育児休業取得促進などに取り組む中小企業を支援
- ・ 県営住宅における子育て世帯の入居促進

### 小柱② 困難を抱える家庭への支援【福祉子どもみらい局、教育局】

- ・ 子ども・若者の居場所や見守り拠点の整備
- ・ 高校生等への就学支援の充実
- ・ ひとり親家庭の自立支援

### 小柱③ 困難を抱える子どもへの支援

【福祉子どもみらい局、教育局】

- ・ 子どものいのちを守るための体制強化
- ・ 里親等への委託
- ・ 社会的養護が必要な子どもたちの目線に立った権利擁護
- ・ 市町村や小児医療機関などと連携した医療的ケア児やその家族への支援
- ・ 子どもたちの声をきく機会の創出
- ・ ICTを活用したいのちの相談支援
- ・ SNSの活用を含む子ども・若者への相談支援
- ・ ケアラーの自立に向けた支援
- ・ ヤングケアラーの相談支援
- ・ 様々な困難を抱える児童・生徒への対応

## 中柱3 柔軟で自立した人材の育成

### 小柱① 将来を支える人材の育成【教育局】

- ・ キャリア教育の充実
- ・ シチズンシップ教育の推進
- ・ 理数教育の推進
- ・ 生徒の個性や能力を伸ばすための県立高校専門学科などにおける

る質の高い教育の充実

- ・ グローバル人材の育成

#### 小柱② 共生社会の実現に向けた人材の育成【教育局】

- ・ インクルーシブ教育の推進
- ・ 「いのちの授業」のさらなる普及

#### 小柱③ 教育環境の整備【教育局】

- ・ 1人1台端末を活用した教育活動
- ・ 「かながわティーチャーズカレッジ」などによる教員の確保
- ・ 外部人材や校務DXの推進等による教員の働き方改革の推進
- ・ コミュニティ・スクールの推進
- ・ 県立学校の計画的な老朽化対策や施設の更新

<b>基本目標4 活力と魅力あふれる持続可能なまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める</b>
--

#### 中柱1 いつまでも活躍できるまちづくり

##### 小柱① 健康長寿のまちづくり

【政策局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局】

- ・ 子どもの未病改善
- ・ 女性の未病改善
- ・ 働く世代の未病改善
- ・ 未病センターや県立都市公園など身近な場所で未病を改善する場の提供や環境づくり
- ・ 未病バレー「ビオトピア」を活用した未病の総合的な普及啓発
- ・ 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起こすことができる人材の育成
- ・ オンライン診療の導入など医療DXの推進
- ・ 健康情報の活用による効果的な施策の推進
- ・ がん対策や循環器病対策の推進
- ・ 地域医療に従事する医師の育成や看護師の研修等による人材確保
- ・ かかりつけ医の推進などによる上手な医療のかかり方の推進

##### 小柱② 高齢者が生き生きとくらすまちづくり

【政策局、福祉子どもみらい局、健康医療局、県土整備局】

- ・ 保健・医療・福祉人材の育成・確保
- ・ 地域の特性を生かした支援を行う人材の育成
- ・ 福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり
- ・ 健康団地の取組の推進
- ・ 介護ロボット・ICTの導入による介護保険サービスの適切な提供のための基盤づくり

- ・ 高齢者が孤立しないコミュニティづくりの推進
- ・ 訪問看護推進の支援・在宅医療介護連携の支援
- ・ 「地域密着型サービス」の提供の促進
- ・ 認知症未病改善の拠点整備
- ・ 若年性認知症の人の自立支援ネットワークの構築
- ・ 認知症本人やその家族を地域で支えるしくみづくりへの支援
- ・ 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開
- ・ 「住民主体の通いの場」等の活用によるフレイル対策、オーラルフレイル対策、認知症未病改善の取組
- ・ 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援

### 小柱③ 教養・文化に親しむ環境づくり【国際文化観光局、教育局】

- ・ 共生共創事業
- ・ 県民の学びの支援の推進
- ・ 県立文化施設や県立社会教育施設の機能充実

### 小柱④ スポーツに親しむまちづくり【スポーツ局、教育局】

- ・ 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進
- ・ スポーツ活動を広げる環境づくりの推進
- ・ スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

## 中柱2 誰もが活躍できるまちづくり

### 小柱① 悩みを抱える方へ寄り添うまちづくり【福祉子どもみらい局】

- ・ 配偶者等からの暴力被害者や困難な問題を抱えた女性等への支援
- ・ 孤独・孤立対策に関する県民理解の増進
- ・ ひきこもり当事者等への相談支援及びメタバースを活用した社会参加支援
- ・ 困窮者に向けたSNS等を通じた様々な相談窓口や支援制度の情報発信
- ・ 市町村における包括的な支援体制の構築支援や関係機関と連携した自立相談支援の体制強化
- ・ 若年無業者への相談支援の充実

### 小柱② ジェンダー平等で多様な人が活躍できるまちづくり

【福祉子どもみらい局、産業労働局】

- ・ 性別にかかわらず意思決定過程に参画するための企業、団体等の意識改革
- ・ ライフキャリア教育など若年層をはじめとした意識啓発
- ・ 家庭・地域活動への男性の参画促進
- ・ 育児・介護等の社会的な基盤整備
- ・ 仕事と生活を両立できる職場環境整備の促進（再掲）

### 小柱③ 障がい者が活躍できるまちづくり

【福祉子どもみらい局、県土整備局】

- ・ メタバース等を活用した共生の場の創出
- ・ 障がい児・者への理解の浸透に向けた取組
- ・ 地域生活移行を支える人材の育成・確保
- ・ 障がい者が安心して生活できる環境の推進
- ・ 障がい者の意思決定支援の普及・定着に向けたしくみの整備

### 小柱④ 外国人が活躍できるまちづくり

【国際文化観光局、福祉子どもみらい局、産業労働局、教育局】

- ・ 多文化理解や国際交流の推進
- ・ 外国籍県民が安心してくらす環境の整備
- ・ 留学生へのニーズに応じた支援

## 中柱3 持続可能な魅力あるまちづくり

### 小柱① 脱炭素社会の実現【環境農政局、産業労働局】

- ・ 事業者の脱炭素化の促進
- ・ 住宅の省エネルギー化の促進
- ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
- ・ 人流・物流の脱炭素化の促進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 脱炭素化に資する新たな技術等の実用化に向けた研究開発・実証等の促進
- ・ 森林や海洋での吸収源対策
- ・ 循環型社会の実現に向けた取組
- ・ 県庁による率先した取組

### 小柱② 安心してくらすまちづくり

【くらし安全防災局、県土整備局、企業局、警察本部】

- ・ サイバー空間の安全・安心を確保するための被害防止対策の推進
- ・ 防犯対策などの情報発信や普及啓発、防犯活動を担う人材育成
- ・ AIを活用した交通指導取締りの推進
- ・ 特性や社会のニーズに応じた交通安全教育や広報啓発活動の推進
- ・ AIや民間委託を活用した交通安全施設整備の推進
- ・ ライフステージに応じた消費者教育の推進
- ・ 防災DXの推進
- ・ 消防団・自主防災組織の対応力強化
- ・ 遊水地や流路のボトルネック等の整備や土砂災害防止施設の整備・維持管理、上下水道施設・民間大規模建築物などの耐震化などの取組の推進

### 小柱③ 交通ネットワークの充実と魅力あふれるまちづくり

【政策局、総務局、環境農政局、福祉子どもみらい局、  
県土整備局、企業局、警察本部】

- ・ バリアフリーのまちづくりの推進
- ・ 老朽化が進む県営住宅の建替えや住宅確保要配慮者の居住の安定確保
- ・ 地域の実情に応じた都市機能の集約化などの促進
- ・ 県有地・県有施設の有効活用
- ・ 地域の新たな拠点づくりや地域の特色を生かしたまちづくり
- ・ 自動車専用道路網や交流幹線道路網の整備、既存道路の有効活用
- ・ 鉄道ネットワークの充実強化や安定輸送の確保
- ・ 市町村や交通事業者などと連携したスマートモビリティ社会の実現に向けた取組
- ・ AIなどのデジタル技術等を活用したインフラ施設の戦略的なメンテナンス

### イ 本県の地方創生におけるデジタル活用の方向性

国総合戦略のデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるといふ考え方を踏まえ、各基本目標にデジタルを活用した取組を位置付けている。各基本目標に位置付けたデジタルを活用した取組を、現在策定中の「神奈川DX計画」の「くらしのデジタル化」の施策体系に沿って整理している。

また、「神奈川DX計画」の「行政のデジタル化」の施策体系を参考に、デジタル活用による社会課題解決の土台となる県行政のデジタル化の取組を抜粋して記載している。

### ウ 本県の地方創生におけるSDGs（持続可能な開発目標）

県の地方創生の取組は、新かながわグランドデザインと同様に、SDGsの理念と軌を一にするものである。地方創生の取組を進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざすことで、SDGsの目標である世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献していく。



### Ⅲ 神奈川県地球温暖化対策計画の改定案について

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度に全面的に改定することとしており、令和5年9月の当常任委員会に本計画の改定素案を報告した。

このたび、本計画の改定案を作成したので、報告する。

#### 1 改定素案に対する県民意見募集等の結果

##### (1) 県民意見募集

ア 意見募集期間 令和5年10月11日～11月9日

イ 意見募集の周知

- (ア) 県政記者クラブへの参考資料送付
- (イ) 県政情報コーナー、各地域県政情報コーナーへの配架
- (ウ) 市町村地球温暖化対策担当窓口への配架
- (エ) 県ホームページへの掲載
- (オ) SNSでの情報発信
- (カ) かながわ脱炭素推進会議構成団体等への情報提供
- (キ) 県内経済団体等への個別説明

ウ 意見提出方法 フォームメール、郵送、ファクシミリ

(2) 市町村への意見照会 令和5年10月5日～10月19日

##### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 873件

イ 意見の内訳

内 容	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般について	131件	8件	139件
(イ) 施策事業について	691件	1件	692件
(ウ) その他	36件	6件	42件
合 計	858件	15件	873件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見（一部反映を含む。）	38 件	7 件	45 件
(イ) 意見の趣旨が既に計画に反映されている意見	81 件	0 件	81 件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	467 件	1 件	468 件
(エ) 計画に反映できない意見	236 件	1 件	237 件
(オ) その他	36 件	6 件	42 件
合 計	858 件	15 件	873 件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画全般について

a 改定案に反映した意見

- ・ パリ協定について、補足説明を追記すべき。
- ・ SDGs について、補足説明を追記すべき。
- ・ 「対策の方向性」に、地域課題の解決も目指す旨を追記すべき。

b 今後の取組の参考とする意見

- ・ 県がリーダーシップをとって、県民の意識を高めるべき。

c 改定案に反映できない意見

- ・ 中期目標について、2013 年度比で 60%以上削減とすべき。
- ・ 計画の見直しは毎年度行うべき。

(イ) 施策（緩和・適応）について

a 改定案に反映した意見

- ・ 緩和策における県の役割として、県庁の率先実行を位置付けるべき。
- ・ 環境省の国民運動である「デコ活」を、県としても取り組む旨を記載すべき。
- ・ 太陽光発電とセットで、蓄電池の設置推進も記載すべき。
- ・ 「熱需要の脱炭素化」に係る県の取組例について、「CO<sub>2</sub>の排出が少ないエネルギーへの転換」などを記載すべき。
- ・ 「資源循環の推進」に係る県の取組例について、より環境負荷の低いリユースの積極的な導入に関しても記載すべき。
- ・ 適応策における県の役割として、調査研究や啓発活動などを

位置付けるべき。

b 今後の取組の参考とする意見

- ・ 太陽光発電設備の義務化を早期に実現すべき。
- ・ 新築の建築物は断熱等級6以上を義務化すべき。
- ・ 生物多様性についても危機に瀕しているため、生態系の視点からもチェックを行うような仕組みを構築すべき。

c 改定案に反映できない意見

- ・ 企業への炭素税を国より早く開始することを検討すべき。
- ・ 「電動車」からハイブリッド車を除外すべき。
- ・ ゼロエミッション火力は推進すべきでない。

## 2 環境審議会における審議

(1) 開催日

令和5年5月29日、8月29日及び12月26日

(2) 主な意見

- ・ 新たな目標の達成に向けては、計画の進捗や技術の進展をしっかりと把握し、太陽光発電の設置義務化を含めて検討し、効果的な施策を実施すべき。
- ・ 現行計画における数値目標について、未達成の項目が多いことから、改定計画を推進するに当たっては、より実効性のある取組を進めるべき。
- ・ 「ゼロエミッション火力の推進」について、県計画に記載する必要はないと考えるため、削除すべき。

## 3 改定素案からの主な変更点

(1) 「第1章 総論」

- ・ P2～P3「(ア) 世界の動向」に、パリ協定に関する脚注及びSDGsに関する説明を追記。
- ・ P19「(3) 対策の方向性」に、「地域課題との関連性・相乗効果を重視する」旨追記。

(2) 「第2章 緩和策（地球温暖化の防止を図るための取組）」

- ・ P21「イ 県の役割」に、県庁の率先実行を追記。
- ・ P36「小柱3 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進」の取組例に、「デコ活」の取組を追記。
- ・ P38「小柱1 再生可能エネルギーの導入促進」の取組例に、蓄電池

の導入促進を追記。

- P40「小柱1 水素需要の創出と機運の醸成」に、「神奈川の水素ビジョン（案）」を踏まえた取組例を追記。
- P42「小柱2 熱需要の脱炭素化」の取組例に「CO<sub>2</sub>の排出が少ないエネルギーへの転換」を追記。
- P43「小柱1 資源循環の推進」の取組例に、「排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生可能な資源の活用（Renewable）」の取組を推進することを追記。
- P49「小柱3 県有施設の再生可能エネルギーの活用」に、「県有施設への太陽光発電導入ロードマップ（案）」に基づき導入を推進することを追記。

(3) 「第3章 適応策（地球温暖化への適応を図るための取組）」

- P80 の取組例に、気候変動に関する情報を活用した、適応策の必要性や具体的な対策に係る普及啓発を追記。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 計画改定

##### 《参考資料6》

神奈川県地球温暖化対策計画改定案

##### 《参考資料7》

県有施設への太陽光発電導入ロードマップ（案）

## IV 事業活動温暖化対策計画書制度の見直しについて

神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）に基づく事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）について、脱炭素社会の実現に向けて、より効果的な制度とするための見直しを行うこととし、このたび見直しの方向性を取りまとめたので報告する。

### 1 計画書制度の概要

区分	内容
目的	県内で一定規模以上の事業活動を行う事業者（特定大規模事業者）に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を県が公表することで、事業者による自主的な取組を促進する ※特定大規模事業者以外の事業者の任意提出も可
根拠規定	条例第10条～第17条
開始年度	平成22年度
特定大規模事業者の要件	・ 県内の工場等における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500k1/年以上の事業者 ・ 使用の本拠地が県内として登録された自動車を100台以上使用する事業者 など
対象地域	横浜市及び川崎市を除く県域 ※横浜市及び川崎市は、独自条例で県と同等の制度を運用

### 2 見直しの背景

- 県内の温室効果ガス排出量のうち、産業部門と業務部門からの排出が約半分を占めており、脱炭素社会の実現のためには、事業活動における排出削減対策を更に促進する必要がある。
- こうした状況に対応するため、計画書制度の見直しを行うこととし、令和5年8月29日に神奈川県環境審議会に諮問を行い、現在、同審議会において審議を行っている。

### 3 見直しの基本的な考え方

#### (1) 評価制度の導入

- 現行の計画書制度では、事業者の削減目標等について「望ましい取組の水準」を示していないことから、神奈川県地球温暖化対策計画に

おける削減目標等と整合した「望ましい取組の水準」を設定した上で、県が事業者の削減目標等を評価し、評価結果を「見える化」する仕組み（以下「評価制度」という。）を導入する。

(2) 様式の統廃合、記載内容の簡素化等

- 評価制度導入による事業者の事務負担増を避けるため、計画書等の様式の統廃合や、記載内容の簡素化等を行う。

(3) その他所要の見直し

ア 工場等への立入権限の明示

- 計画書制度の対象事業者の工場等への現地調査について、県職員の立入権限に関する規定を設ける。

イ 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項の見直し

- 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（条例第58条）において計画書制度の進捗管理等を行うため、所掌事項の見直しを行う。
- これに伴い、附属機関の設置に関する条例及び神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則についても、所要の改正を行う。

ウ 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業者の登録制度の見直し

- 多くの脱炭素関連事業が生まれている現状を踏まえ、条例上の登録制度（条例第49条～第52条）を廃止する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 神奈川県環境審議会から答申

6月 環境農政常任委員会へ条例改正の素案を報告

9月 県議会へ条例改正議案を提出

令和7年4月 施行

## V 神奈川の水素ビジョン（案）について

将来的な「水素社会」の実現に向けて、産業界と行政が連携した取組を効果的に推進していくため、2012年9月に、産・学・公連携による「水素エネルギー社会を目指す勉強会」を設置した。

その後、産・学・公が共通認識を持って取組を推進するため、「かながわ次世代自動車普及推進協議会」（当時）が主体となって、2015年3月に、「神奈川の水素社会実現ロードマップ」（以下「神奈川のロードマップ」という。）を策定した。

国が2023年6月に「水素基本戦略」を全面的に改定したことなどを踏まえ、「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会」では、県内における水素活用の課題と今後の方向性を分かりやすく示し、県内の水素普及と経済活性化を推進するため、神奈川のロードマップを全面的に改定し、「神奈川の水素ビジョン」（以下「水素ビジョン」という。）を策定することとした。

このたび、かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会において水素ビジョン（案）を取りまとめたので、報告する。

### 1 概要

#### (1) 2050年の目指すべき姿と基本方針

##### ア 2050年の目指すべき姿

「2050年カーボンニュートラル」に向け、再生可能エネルギーの普及拡大、CCSやCCUSの技術活用、水電解装置の技術開発等により、低炭素水素の供給量が十分に確保され、社会や生活の様々な分野で低炭素水素が活用されている「水素社会」の実現を目指す。

##### イ 「水素社会」実現に向けた基本方針

「水素社会」の実現に向けて、国、事業者、自治体、大学、県民など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携して、「オールジャパン」、「オール神奈川」で取組を推進する。

#### (2) 2030年度を見据えた主な取組

##### ア モビリティ分野の取組

##### (ア) 民間主体の取組

- 燃料電池自動車の価格低減や商品ラインナップの拡充に向けて、技術開発等を推進。
- 燃料電池自動車を供給する自動車メーカーと、導入する運送事業者、水素ステーション事業者の三者が連携して、燃料電池自動車の生産・導入と水素ステーションの整備を一体的に推進。

(イ) 自治体主体の取組

- 燃料電池自動車の需要を創出するため、国の補助制度等と連携する形で、燃料電池自動車の導入や水素ステーションの整備に対し、補助制度等により支援。
- かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会等を通じて、燃料電池自動車を供給する自動車メーカーと、導入する運送事業者、水素ステーション事業者の三者の連携を後押しするとともに、地域の水素需要を創出するための実証や支援を検討。
- 公営交通機関や公用車へ燃料電池自動車を率先して導入することにより機運を醸成するとともに、燃料電池自動車の優位性や脱炭素効果等について普及啓発を実施。

イ 家庭やオフィスなどにおける取組

(ア) 民間主体の取組

- 定置用燃料電池の更なる価格低減を図るとともに、発電効率の向上や小型化などの技術開発を推進。

(イ) 自治体主体の取組

- 定置用燃料電池の更なる需要の創出につなげるため、CO<sub>2</sub>削減効果や光熱費削減効果、災害時の非常用電源としての機能などについて、県民や事業者幅広く周知。
- 行政の率先実行として、業務・産業用燃料電池の公共施設への導入を進めることで、機運を醸成。

ウ 工業地帯などにおける取組

(ア) 民間主体の取組

- GX経済移行債やG I 基金などの国の支援策を有効に活用して、水素に関する技術開発や実証を計画的に推進。
- 燃料電池自動車や燃料電池フォークリフトなど、既に社会実装されている技術や製品を積極的に導入。

(イ) 自治体主体の取組

- 京浜臨海部においては、横浜市、川崎市が中心となって、民間事業者等と連携して設置している協議会等を通じて、事業者間・地域間の連携や、国との連絡調整を推進するとともに、サプライチェーンの構築を図るため、港湾をはじめとするインフラ整備や規制緩和等を推進。
- 神奈川の内陸部においては、県が中心となって水素需要を把握した上で、京浜臨海部での供給体制を活かした水素利用の面的拡大について、工業団地等が所在する市町村とともに方策を検討。



## エ 水素関連技術の開発促進

### (ア) 民間主体の取組

- GX経済移行債やG I 基金などの国の支援策を有効に活用して、水素に関する技術開発や実証を計画的に推進。

### (イ) 自治体主体の取組

- 事業者等と連携して設置している協議会等を通じて、事業者間の連携や、国との連絡調整を推進。
- 大企業と中小企業等の連携による研究開発を支援するほか、大学や企業との共同研究開発を推進。
- 水素関連技術の開発など脱炭素事業に取り組む企業の国内外からの立地促進。

## オ 機運の醸成

- 産・学・公が連携して、水素の脱炭素効果や安全性、県内経済への波及効果などについて幅広い世代に情報発信することで、機運の醸成を図る。
- 特に、将来的な「水素社会」の到来をイメージできるようにするため、様々なイベントの機会などを活用して、水素を活用した新たな技術や製品を積極的にPRする。

### (3) 2050年に向けた展望

2030年度までに水素の需要拡大と社会実装など、「水素社会」の実現に向けた基盤づくりを進め、2050年の「水素社会」の実現を目指す。

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会において水素ビジョン策定

### 《参考資料8》

神奈川の水素ビジョン（案）

## VI 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）は、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として制定された。

令和5年9月の当常任委員会において、5年ごとに行う条例施行状況の検討結果について報告したところであるが、このたび、化学物質対策に関する課題に対応するため、条例改正を行うこととし、改正素案をとりまとめたので、その概要について報告する。

### 1 改正の背景

#### (1) 化学物質管理目標報告制度

本制度は、化学物質の自主管理の推進を目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に定める化学物質の排出・移動量の報告と併せて、条例に定める排出削減等の管理目標と取扱量を事業者には報告させる制度である。これにより、制度施行から約10年間は、事業者による目標設定と対策の効果もあり、把握される県内排出量は減少傾向であった。

しかし、近年は削減目標を「現状維持」とする事業者が大多数を占め、排出量も横ばいとなっているなど、課題が明らかとなった。

#### (2) 化学物質自主管理状況報告制度

本制度は、化学物質の自主管理の推進や行政による実態把握を目的とし、全ての指定事業所<sup>※</sup>に対し使用等する化学物質の報告を求める制度であり、これにより、化学物質の使用状況を把握し、そのデータを活用して土壌汚染対策等の事業者指導を行ってきた。

一方で、化学物質を使用しない事業所にまで3年ごとの提出を求めているなど、課題が明らかとなった。

※ 指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある作業（指定作業）を、施設（指定施設）を用いて行う事業所をいう。

#### (3) 自然災害の頻発化・激甚化

近年、降雨等による自然災害が頻発し、一部激甚化するなど、浸水や強風等による施設の破損により、化学物質が環境中に流出する可能性が高まっており、漏出防止対策が必要となった。

### 2 条例の改正素案

条例施行の現状と課題を踏まえ、化学物質対策の報告制度における手続

の合理化を図るとともに、自然災害発生時に事業所から化学物質が漏出することを防止するための規定を設けることとする。

(1) 化学物質管理目標報告制度の見直し

報告内容を取扱量、用途、管理目標、目標達成状況から取扱量、用途のみに改める。

(2) 化学物質自主管理状況報告制度の見直し

化学物質の使用等がない指定事業所については、初回の報告以後、報告義務を課さないこととする。

(3) 自然災害の増加への対応

自然災害発生時の環境汚染を未然に防止するため、化学物質の環境中への漏出防止対策を明記した管理計画(書)の作成、提出を化管法の対象事業者に義務付ける。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 改正素案について県民意見募集

令和6年3月 環境審議会で審議及び答申

令和6年9月 条例改正案を提出

令和7年4月 改正条例の施行

## Ⅶ 羽田空港新飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（案）について

令和2年3月からの羽田空港の機能強化に伴い、新たに川崎市川崎区上空も離陸経路となったことから、環境基本法（以下「法」という。）に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（以下「類型指定」という。）を行うこととし、このたび、類型指定案を作成したので報告する。

### 1 航空機騒音に係る環境基準について

環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、法第16条第1項に基づき、国が定めるものである。

航空機騒音に係る環境基準については、環境庁告示※により定められており、本県ですでに類型指定している厚木飛行場と同様、羽田空港にも適用される。

この環境基準は、2つの類型（Ⅰ、Ⅱ）に分類され、それらの類型を実際に当てはめる地域の範囲の指定については、法第16条第2項に基づき、都道府県知事が行うこととなる。

環境基準の類型指定が行われることにより、事業者は必要な騒音防止対策を実施することになる。

#### 〈航空機騒音に係る環境基準〉

※昭和48年12月27日環境庁告示第154号

地域の類型	当てはめる地域	基準値
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
Ⅱ	Ⅰ以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下

## 2 類型指定（案）について

類型指定に当たっては、国が定めた事務処理基準（以下「処理基準」という。）に基づき、「当てはめる地域の用途地域等の考え方」、「当てはめる地域の範囲」及び「当てはめる類型」について検討した。

### （1）当てはめる地域の用途地域等の考え方

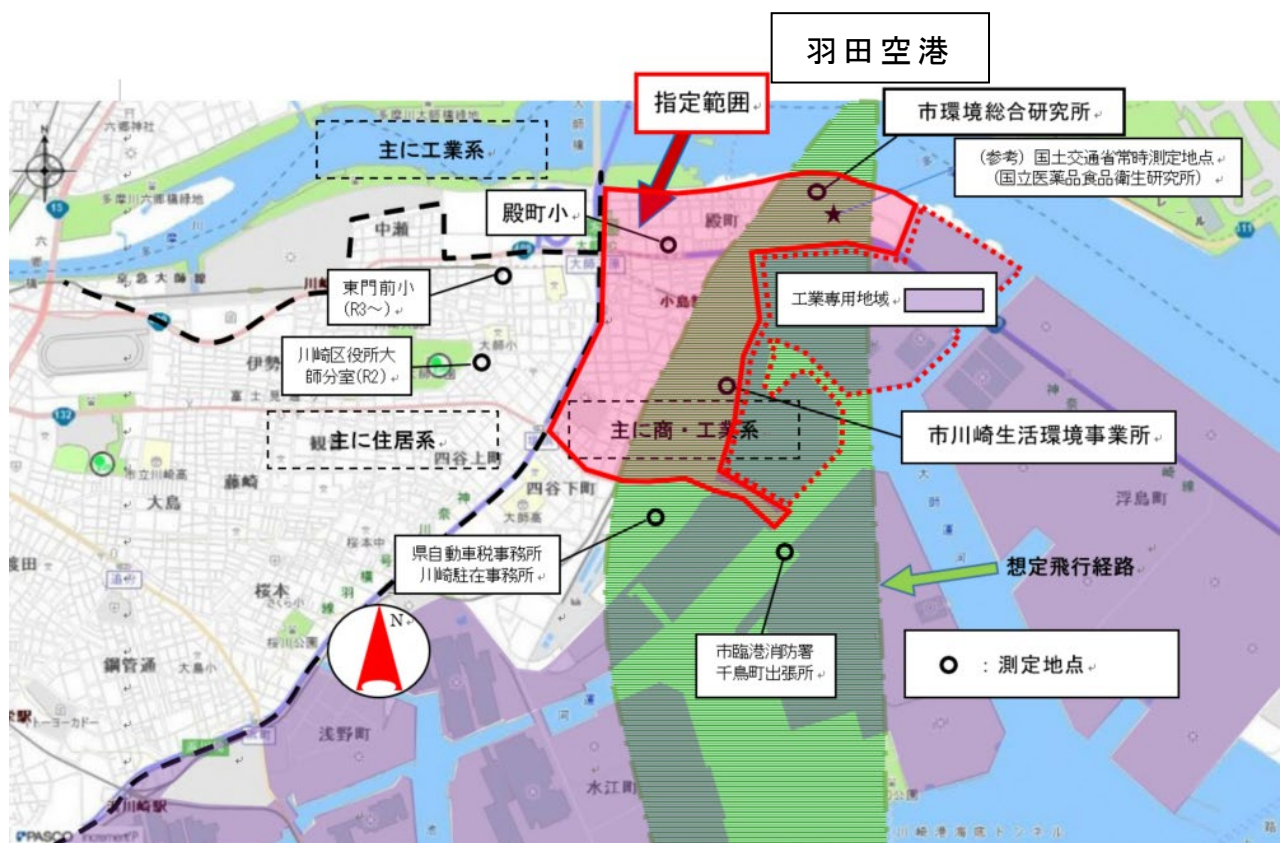
- 本県では、厚木飛行場周辺の類型指定において、処理基準で示された用途地域（第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域）に加えて、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び用途地域が定められていない地域についても、居住環境の実態を鑑み、類型Ⅰの「専ら住居の用に供される地域」に該当するものとして取扱っている。
- 羽田空港周辺における類型指定にあたっては、厚木飛行場周辺と同様に取り扱うこととする。
- 工業専用地域や海上等は、処理基準において、「航空機騒音から通常的生活を保全する必要がある地域」には当たらず、類型の当てはめは行わないこととされているため、当てはめは行わない。

### （2）当てはめる地域の範囲

- 類型指定は、基準値を超えるおそれのある範囲に対して行う。その際、「類型指定の範囲等を決定するための数値」の設定については、過去の厚木飛行場（本県）や東京都（羽田）における対応と同じく、「環境基準 - 5dB」が適当と考える。
- 類型を当てはめる地域の範囲は、令和2年度から4年度にかけて実施した新飛行経路の周辺の騒音測定（6地点：内1地点位置変更あり）の結果に基づき検討を行った。
- 上記測定の結果に基づいた推計値から、環境基準を超過する見込みのある地点はなかったが、「環境基準 - 5dB」を超過する地点として川崎市環境総合研究所の1地点があった。
- 類型を当てはめる地域の範囲は、限られた地点におけ

る測定結果からの判断となるため、地域の継続性（繋がり）を考慮して幹線道路や運河で区分することとした。

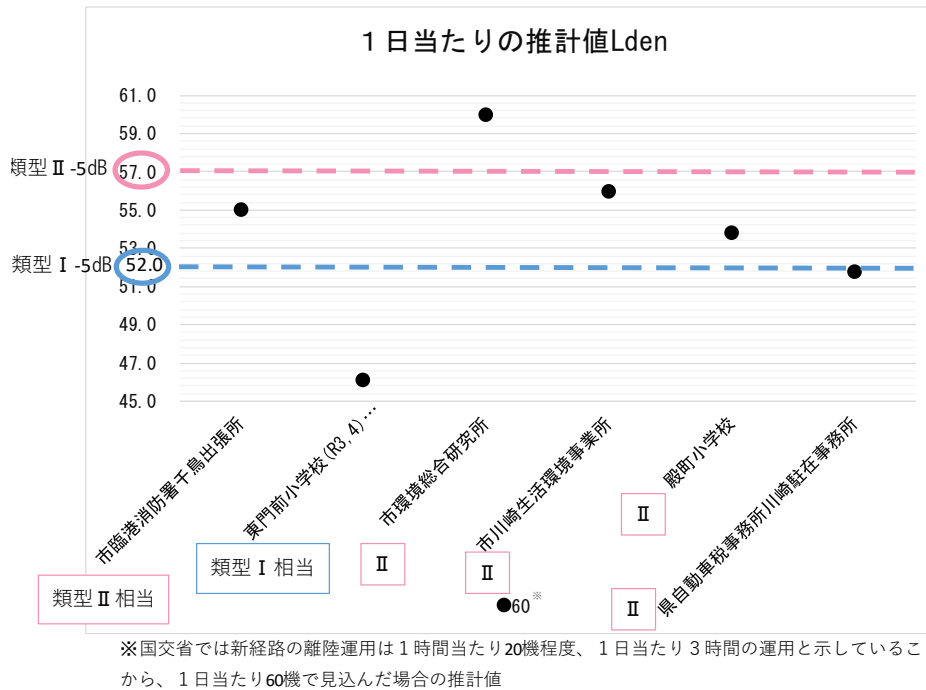
- 区分する幹線道路や運河は、図に示すとおり、
  - ・ 新飛行経路の西方面については、飛行場に近く、「環境基準 - 5dB」以下である殿町小学校を含むよう、県道東京大師横浜までを区分する。
  - ・ 南方面については、想定飛行経路に含まれ、「環境基準 - 5dB」以下である市川崎生活環境事業所を含むよう、国道132号で区分する。
  - ・ 東方面については、想定飛行経路と西方面や南方面で「環境基準 - 5dB」以下である測定地点との距離による位置関係を勘案し、運河により区分する。
- 処理基準に則して、上記により区分された区域から工業専用地域を除いて指定する。



【図 測定地点及び指定範囲案】

※指定範囲(案)内の測定地点及び測定結果

測定地点	用途地域	類型	環境基準	位置
市環境総合研究所	準工業地域	類型Ⅱ	62dB以下	想定飛行経路内で、飛行場に近い。
市川崎生活環境事業所	工業地域	類型Ⅱ	62dB以下	想定飛行経路に含まれる。
殿町小学校	準工業地域	類型Ⅱ	62dB以下	想定飛行経路に含まれないが、飛行場に近い。



(3) 当てはめる類型

(2) で選定した地域は商・工業系の用途地域であることから、類型Ⅱに当てはまる。

(4) 類型指定案

川崎市川崎区のうち県道東京大師横浜と多摩川の右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸に沿って東に進み多摩運河の西側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南西に進み大師運河の北側の水際線との交点に至り、同所から同線を西に進み末広運河の東側の水際線との交点に至り、同運河の水際線に沿って南西に進み大師運河の西側の水際線との交点に至り、同線に沿って南に進み千鳥運河の北側の水際

線との交点に至り、同線に沿って南西に進み国道 132 号との交点に至り、同所から同国道に沿って西に進み県道東京大師横浜との交点に至り、同所から起点に至る線により囲まれた区域（当該区域に接する河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 2 項に規定する高規格堤防特別区域を含み、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。）

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 3 月 川崎市に照会

6 月 類型指定に係る告示



## Ⅷ 神奈川県循環型社会づくり計画の改定案について

神奈川県循環型社会づくり計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である。令和5年度に全面的に改定することとしており、令和5年9月の当常任委員会に本計画の改定素案を報告した。

このたび、本計画の改定案を取りまとめたので報告する。

### 1 改定素案に対する県民意見募集等の結果

#### (1) 県民意見募集

##### ア 募集期間

令和5年10月11日～11月9日

##### イ 意見募集の周知

###### (ア) 記者発表

###### (イ) 県の窓口における配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課

###### (ウ) 県のホームページによる情報提供

###### (エ) SNSでの情報発信

LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

###### (オ) 市町村への周知依頼

###### (カ) かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等への周知

###### (キ) かながわ3R推進会議等構成員、関係団体等への周知

#### (2) 市町村への意見照会

令和5年9月27日～10月13日

#### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 19件（県民13件、市町村6件）

## イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般に関すること	2件	0件	2件
(イ) 「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 計画改定の背景」に関すること	0件	0件	0件
(ウ) 「Ⅲ 基本理念」「Ⅳ 計画目標」に関すること	0件	0件	0件
(エ) 「Ⅴ 施策事業体系」「Ⅵ 計画の推進」に関すること	9件	4件	13件
(オ) 「資料編」に関すること	0件	2件	2件
(カ) その他	2件	0件	2件
合 計	13件	6件	19件

## ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	4件	1件	5件
(イ) 既に計画に反映されている意見	1件	1件	2件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	7件	2件	9件
(エ) 計画に反映できない意見	1件	2件	3件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	13件	6件	19件

## エ 寄せられた主な意見

### (ア) 計画に反映した意見

- リチウムイオン電池は、中国企業の製品など回収先が分からないものの回収が課題であるが、コラム一つ載せて終わりでは、何のための計画か分からない。
- 施策事業体系の大柱Ⅰ－3(1)②(P31)の事業説明では、「NPOや企業等と連携」とあるが、○で示された具体的な事業では、「NPOや企業」しか記載されておらず、「等」は入らないのか。
- 熱回収に回されるモノを減らし、マテリアルリサイクル、さらには水平リサイクルできるモノを増やすため、県民に対して、プラスチック等に関する課題や排出の方法など具体的な事例を示しながら啓発を進めてほしい。
- ペットボトルは、使い捨てプラスチックとは異なり水平リサイクルが進んでいることを記載してほしい。

### (イ) 既に計画に反映されている意見

- 可燃ごみ中の紙類の混入は課題であり、県民への啓発など古紙のリサイクルに繋がる取組をしてほしい。また、紙類でも素材に

よってリサイクルしている市町村とそうでない市町村に分かれており、県全体としてリサイクル可能な素材を増やす施策をお願いする。

- ・ ごみ処理施設の更新には多くの市町村が不安を抱えており、ごみ処理施設の広域化・集約化については、これまでの事業も振り返り、市町村と向き合いながらさらに進んだ取組を期待する。

(ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 県内で木くずを処理してできた木質ペレットについて、災害時の簡易トイレの吸水材や非常用携帯燃料として行政において活用してほしい。
- ・ 家庭から出る生ごみについて、韓国のように都市でも堆肥化やバイオマス発電等で活用をしてほしい。また、公園のコンポストを用いて、行政と市民の協働により堆肥を作り、公園で使用することで地域資源の循環にもなる。
- ・ 鎌倉で市が参画し、飲食店でテイクアウト容器を共有する取組が始まったが、地元の企業からプラスチック以外も含めたサステナブルな容器を公募し、県内企業に参画してもらおうと地元経済の活性化につながる。
- ・ マイクロプラスチックの発生要因としては、衣服のアクリル繊維やタイヤ摩耗粉由来が大きく、企業に対して働きかけることの方が重要である。計画には、企業の取組を促進する施策を記載する必要がある。
- ・ 県民の中でリユースを受け入れる土壌が出来つつある今、びんや缶など日常的に流通・消費されている商品容器のリユースの取組を支援するなど具体的なリユース施策の実施をお願いする。
- ・ 県民が意識を持って県民の役割を果たすためには、事業者の協力や市町村からの啓発等が必要不可欠であり、積極的に取り組む県民や事業者へのサポート、インセンティブの付与、市町村への補助なども含め、具体的な計画の検討をお願いする。
- ・ 不法投棄について、最終的に処理を行うのは市町村であり、県主導で撲滅に向けた取組を強化してほしい。
- ・ 災害廃棄物の処理について、発災時に対する市町村の準備は限界があるため、仮置場設置時の敷鉄板などの資機材の確保など、県の支援体制を強化して欲しい。

(エ) 計画に反映できない意見

- ・ ごみ焼却のために税金で燃料を購入しているが、燃料費を掲載

してほしい。

## 2 改定素案からの主な変更点

### (1) 「V 施策事業体系」について

- ・ 大柱Ⅰ－3 (1)②の事業中「NPOや企業」に「等」を追加した。(P31)
- ・ 大柱Ⅱ－1 (4)に「④リチウムイオン電池等処理困難物の適正処理の促進」を追加した。(P36)

### (2) その他

- ・ 県のこれまでの取組に係るコラム中のマイボトルの利用促進に係る記載を修正した。(P8)
- ・ コラム2点（①ペットボトルのリサイクルに関するもの、②マイクロプラスチックに関するもの）を追加した。(P28、32)

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 計画改定

### 《参考資料9》

神奈川県循環型社会づくり計画改定案

## IX 神奈川県災害廃棄物処理計画の改定案について

神奈川県災害廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の基本方針に基づく計画であると同時に、災害対策基本法に基づく神奈川県地域防災計画の災害廃棄物処理に関する計画としても位置付けられている。令和5年度に全面的に改定することとしており、令和5年9月の当常任委員会に改定素案を報告した。

このたび、本計画の改定案を取りまとめたので報告する。

### 1 改定素案に対する県民意見募集等の結果

#### (1) 県民意見募集

##### ア 募集期間

令和5年10月11日～11月9日

##### イ 意見募集の周知

###### (ア) 記者発表

###### (イ) 県の窓口における配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課

###### (ウ) 県のホームページによる情報提供

###### (エ) SNSでの情報発信

###### (オ) 市町村への周知依頼

###### (カ) 附属機関、関係団体等への周知

#### (2) 市町村への意見照会

令和5年9月27日～10月13日

#### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 6件（県民5件、市町村1件）

##### イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般に関すること	0件	0件	0件
(イ) 「はじめに」「第1章 基本的事項」に関すること	1件	0件	1件
(ウ) 「第2章 平時の備え」に関すること	2件	1件	3件
(エ) 「第3章 発災時の対応」に関すること	2件	0件	2件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	5件	1件	6件

## ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	0件	0件	0件
(イ) 既に計画に反映されている意見	2件	0件	2件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	3件	1件	4件
(エ) 計画に反映できない意見	0件	0件	0件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	5件	1件	6件

## エ 寄せられた主な意見

### (ア) 既に計画に反映されている意見

- ・ 事前準備の中でも、マニュアルの整備、訓練の実施は連携を図るために必要なことと考えられるので、記載するべきである。

### (イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 宅地や一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分に係る業務は、災害救助法における障害物の除去や道路及び公共施設の復旧業務などとの調整を行う必要があると考えられる。
- ・ 災害時に災害廃棄物の仮置場を設置する際の資機材（敷鉄板など）の確保について、各市町村単独での対応には限界があるため、県主導で広域的な配備を検討して欲しい。

## 2 改定素案からの主な変更点

### (1) 「第2章 平時の備え」について

「2（1）市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援」を「2（1）市町村の災害廃棄物処理計画策定及び見直しへの支援」とし、市町村の災害廃棄物処理計画の見直しも含め技術的助言を行う内容に修正した。また、想定被害等の基礎情報の提供に加えて、災害廃棄物の種類別発生量や処理可能量等の推計についても支援を行うことを明記した。（P22）

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 計画改定

## 《参考資料10》

神奈川県災害廃棄物処理計画改定案

## X 神奈川県海岸漂着物対策地域計画の改定案について

神奈川県海岸漂着物対策地域計画は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条第1項に基づく法定計画であると同時に、神奈川県循環型社会づくり計画の部門別計画である。令和5年度に全面的に改定することとしており、令和5年9月の当常任委員会に本計画の改定素案を報告した。

このたび、本計画の改定案を取りまとめたので報告する。

### 1 改定素案に対する県民意見募集等の結果

#### (1) 県民意見募集

##### ア 募集期間

令和5年10月11日～11月9日

##### イ 意見募集の周知

(ア) 記者発表

(イ) 県の窓口における配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課

(ウ) 県のホームページによる情報提供

(エ) SNSでの情報発信

(オ) 市町村への周知依頼

(カ) 附属機関、関係団体等への周知

#### (2) 市町村への意見照会

令和5年9月27日～10月13日

#### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 7件（県民4件、市町村3件）

## イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般に関すること	2件	0件	2件
(イ) 「第1章 はじめに」「第2章 国及び県の動向」に関すること	0件	0件	0件
(ウ) 「第3章 神奈川県における海岸清掃の現状と課題」「第4章 県の目指す姿と計画期間」に関すること	0件	2件	2件
(エ) 「第5章 重点区域」「第6章 基本の方策」に関すること	0件	1件	1件
(オ) 「第7章 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」「第8章 海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項」に関すること	2件	0件	2件
(カ) その他	0件	0件	0件
合 計	4件	3件	7件

## ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した意見	0件	0件	0件
(イ) 既に計画に反映されている意見	0件	0件	0件
(ウ) 今後の取組の参考とする意見	4件	1件	5件
(エ) 計画に反映できない意見	0件	2件	2件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	4件	3件	7件

## エ 寄せられた主な意見

### (ア) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 河川を通じて海に行くごみとしては真っ先に「ポイ捨てごみ」が想像され、玄関マットやごみ集積所からのごみが川に行くことは、一般的には想像しにくく、丁寧な説明が求められる。
- ・ 一般家庭で使われている人工芝など、経年劣化で細かくなったプラスチックが流れてマイクロプラスチックになる。一般市民にも啓発活動を通してプラスチック製品の功罪を周知すべきだと思う。
- ・ 計画を改定するよりも、有識者に意見を聞いてその都度バージョンアップしてホームページでPRすることの方が大事である。人工芝の問題に言及したことはよいことだと思うが、消費者の便



利な生活に起因するプラスチックごみ問題についてもっと記載すべきである。

- ・ (公財) かながわ海岸美化財団による海岸清掃ボランティアに対する支援について、住民等が安心して海岸美化活動を行う環境を整備するために、ボランティア保険に関する支援を行うべきだと考える。また、県は、ボランティア保険に対するスタンスの表明や、保険加入等について情報提供をしてもよいのではないか。

(イ) 計画に反映できない意見

- ・ 第4章2の「海岸清掃ボランティア参加者数」について、街中の清掃ボランティア参加者数に拡大してはどうか。
- ・ 第6章2の「(2) 内陸部における発生抑制対策」に河川を追加し、「内陸部及び河川における発生抑制対策」に修正してほしい。

## 2 改定素案からの主な変更点

- ・ 「3 普及啓発・環境教育」のうち、美化財団の普及啓発活動等について、実際の活動内容に合わせて修正した。(P21)
- ・ 用語の定義を整理し、語句の修正を行った。

## 3 今後のスケジュール (予定)

令和6年3月 計画改定

### 《参考資料11》

神奈川県海岸漂着物対策地域計画改定案

## XI かながわ生物多様性計画の改定について

生物多様性基本法第 13 条に定める生物多様性地域戦略として策定した「かながわ生物多様性計画」（以下「本計画」という。）を令和 5 年度に全面的に改定することとしており、改定素案を令和 5 年 9 月に環境農政常任委員会で報告した。

このたび、本計画の改定案を取りまとめたので報告する。

### 1 改定素案に対する県民意見募集等の結果

#### (1) 県民意見募集

##### ア 募集期間

令和 5 年 10 月 11 日～11 月 9 日

##### イ 意見募集の周知

(ア) 県政記者クラブ等への情報提供

(イ) 県の窓口における配架

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課等

(ウ) 県のホームページによる情報提供

(エ) SNS での情報発信

(オ) 県のたよりへの掲載

#### (2) 市町村への意見照会

令和 5 年 10 月 11 日～11 月 2 日

#### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 152 件（県民 111 件、市町村 41 件）

##### イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般について	33 件	0 件	33 件
(イ) 主要な施策と構成事業について	60 件	11 件	71 件
(ウ) その他	18 件	30 件	48 件
合 計	111 件	41 件	152 件

## ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画に反映した	59件	35件	94件
(イ) 既に計画に反映されている	17件	0件	17件
(ウ) 今後の取組の参考とする	19件	4件	23件
(エ) 計画に反映できない	15件	0件	15件
(オ) その他	1件	2件	3件
合 計	111件	41件	152件

## エ 寄せられた主な意見

### (ア) 計画に反映した意見（一部反映を含む。）

- ・ 高校生も注目・理解しやすいようにコラム等の説明を加えたほうがよい。
- ・ 外来生物の監視と防除について、各主体がどのようなスタンスで行うのか、もう少し明確に記載したほうがよい。
- ・ 歴史的風土特別保存地区の説明は、法的位置づけの説明の後に県内の状況に関する説明を記載する形に改めてはどうか。

### (イ) 趣旨が既に計画に反映されている意見

- ・ 生物多様性の保全は、日常生活など全てに関わる話であり、行政のほか、企業、団体等も巻き込んで、息の長い取組を進めてほしい。
- ・ 取組が県西部に偏っている。県東部においても生物多様性保全の取組を増やしてほしい。
- ・ 行政による対策だけでなく、生物多様性を壊す側の人間の意識を変える働きかけも必要。

### (ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 県として自然共生サイトの認定の促進・支援をしてほしい。
- ・ 生物多様性保全について、県民がイメージしやすいように、もっと具体的な目標や地図を描いてほしい。

### (エ) 計画に反映できない意見

- ・ コラム『みどり』と生態系」は削除してもいいのではないかと。
- ・ 第1章の表題が「生物多様性の現状と課題」なので、「2 本県の自然環境（生態系）」は「2 本県の生物多様性の現状」とすべきではないかと。

(オ) その他

- ・ 保全が図られている面積の割合は既に 30%を超えているのに更に増やす必要があるのか。

## 2 改定素案からの主な変更箇所

- ・ レッドデータブックの作成等、取組や成果を説明するコラムを追加した。
- ・ 国際社会及び国内の動向は現行計画と同様に、序章で述べることにした。
- ・ 第2章の各エリアの説明にエリアを特徴づける生物の生息状況を記載した。
- ・ 第3章に市町村の生物多様性保全の取組事例を記載した。
- ・ 第3章の2の「(3)外来生物の監視と防除」の取組として、広域的・専門的見地からの対応方針の整理、市町村連携による外来生物等の防除、県民や企業への情報発信、普及啓発を記載した。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 計画改定

### 《参考資料12》

かながわ生物多様性計画改定案

## XII 横浜農業合同庁舎の再整備事業について

横浜農業合同庁舎は、本館（昭和43年築）、旧館（昭和35年築）を始め主要な建物の築年数が50年を超過し老朽化が著しく進んでいるとともに、耐震診断の結果、耐震性不足が判明したことから、設計施工一括発注方式（デザインビルド、以下「DB方式」という）による建替工事により再整備を行う。

### 1 施設の概要

- (1) 所在地 横浜市緑区三保町2076
- (2) 敷地面積 2,737.34㎡
- (3) 延床面積 1,842.25㎡（10棟）  
本館：933.46㎡ 昭和43（1968）年築 耐震性なし  
旧館：312.77㎡ 昭和35（1960）年築 耐震性なし  
(低強度コンクリート) 等
- (4) 入庁組織

横浜川崎地区農政事務所、農業技術センター横浜川崎地区事務所、県中央家畜保健衛生所東部出張所の3機関が入庁している。

また、県有財産の目的外使用として、(一社)神奈川県園芸協会が業務を行っている。

#### <入庁組織の概要>

機関名	横浜川崎地区農政事務所	農業技術センター横浜川崎地区事務所	県中央家畜保健衛生所東部出張所	(参考)(一社)神奈川県園芸協会
主な業務	横浜・川崎地区の地域農政の推進、県内全域の国有農地の管理 等	横浜・川崎地区の農業従事者への生産技術や経営改善のための指導・支援等	横浜・川崎地区の畜産環境対策の指導、飼育動物診療施設の指導 等	園芸農家の経営改善指導、園芸に関する相談等
令和5年度職員数	21名	13名	4名	7名

### 2 事業概要

#### (1) 新たな施設の概要

現在の3機関を入庁機関として現在地で建替を行い、本館・旧館等の既存建物を一つの庁舎棟に集約する。また、横浜・川崎地区における鳥インフルエンザ等発生時に備え、資機材を備蓄する倉庫棟、人員・資機材等輸送用の中・大型車両の駐車・進入スペース等を整備する。

整備に当たっては、脱炭素化に資するZEBや木造耐火構造を導入する。

なお、本事業は、工期の短縮やコストの低減が期待でき、また、民間事業者のノウハウを生かした特殊工法を用いることが可能な、DB方式により発注を行う。

## (2) 各種調査等の実施

### ア 土壌調査

令和4年6月から令和5年7月まで表層土壌調査を行ったところ、1区画で基準値を超過した項目（水銀及びその化合物）が検出された。現在、詳細調査を実施している。

### イ アスベスト調査及び敷地測量

令和4年度から令和5年度にかけて、建物のアスベスト調査を実施している。

また、令和6年度に、現在地の敷地測量を実施する。

### ウ 基本構想策定業務

令和5年度に、施設の整備方針を定めるため、基本構想の策定業務を実施している。

### エ アドバイザリー業務

令和6年度に実施する施設整備に係る入札公告資料（要求水準書等）の作成について及び、令和7年度に計画しているDB方式による事業の入札・契約事務について、専門的な知識を有する者からの支援業務の委託を実施する。

## (3) 建替工事期間中の業務について

利用者への影響を最小限にとどめるため、現在入庁している機関の業務を仮設プレハブ又は近隣の県有施設で継続しながら建替工事を実施する。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年度中	基本構想策定業務委託実施
令和6～7年度	アドバイザリー業務委託実施
令和7～13年度	設計・建替工事
令和13年度	新庁舎での業務開始